

## 決算第二特別委員会議題

平成21年9月25日(金)

市会4階大会議室

- |    |         |                              |
|----|---------|------------------------------|
| 1  | 決算市第1号  | 平成20年度横浜市一般会計歳入歳出決算(関係部分)    |
| 2  | 決算市第10号 | 平成20年度横浜市交通災害共済事業費会計歳入歳出決算   |
| 3  | 決算市第16号 | 平成20年度横浜市風力発電事業費会計歳入歳出決算     |
| 4  | 決算市第17号 | 平成20年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算     |
| 5  | 決算市第18号 | 平成20年度横浜市市債金会計歳入歳出決算         |
| 6  | 決算市第19号 | 平成20年度横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表   |
| 7  | 決算水第1号  | 平成20年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表    |
| 8  | 決算水第2号  | 平成20年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表 |
| 9  | 決算交第1号  | 平成20年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表   |
| 10 | 決算交第2号  | 平成20年度横浜市高速鉄道事業決算報告書その他財務諸表  |

## 決算第二特別委員会審査日程等（案）

### 1 審査日程

#### (1) 総合審査（決算第一・決算第二特別委員会連合審査会）

9月30日（水） 午前10時

10月1日（木） 午前10時

#### (2) 局別審査（書類審査）

10月2日（金） 安全管理局・水道局

10月6日（火） 都市経営局

10月8日（木） 市民活力推進局・資源循環局

10月13日（火） 環境創造局

10月16日（金） 交通局・市会事務局・人事委員会・監査委員  
・選挙管理委員会・行政運営調整局・会計室

各日とも午前10時

#### (3) 採決

10月19日（月） 理事会 午後2時30分

委員会 午後3時

[ 本会議（議決） 平成21年第4回市会定例会 第1日 ]

### 2 審査方法

#### (1) 総合審査

決算第一及び決算第二特別委員会付託案件を一括審査

決算審査意見書の説明に対して質問は行わない

#### (2) 局別審査

局長説明を省略し、直ちに質問

## 決算第二特別委員会の運営方法

### 1 所管局

#### (1) 決算第二特別委員会

都市経営、行政運営調整、市民活力推進、安全管理、環境創造、資源循環、水道、交通、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、市会

### 2 委員定数

決算第二特別委員会：46人

	自民	民主	公明	民ヨ	無ク	共産	無
第二委員会	15	11	8	5	4	2	1

※ 各常任委員長は、所管する委員会に所属

### 3 正副委員長

	第一委員会	第二委員会
委員長1人	自 民	民 主
副委員長2人	自 民	自 民
	民 主	公 明

※ 2委員会の正副委員長をあわせた6ポストをドント式順位により指定

### 4 理事の会派割り当て数（正副委員長を除く）

	自民	民主	公明	民ヨ	無ク	共産
第二委員会	2	1	1	1	1	1

### 5 審査の流れ

	設 置	初委員会	総合審査	総合審査	局別審査								採決		
日 程		第1日	第2日	第3日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14日
第一委	第3回 定例会	設置日の 本会議終了後	第一委・ 第二委の 連合審査	第一委・ 第二委の 連合審査	○		○		○		○	○			同日 時差 開催
第二委	議決日	時間差開催			○		○		○		○			○	

※ 都市経営局、健康福祉局及び環境創造局の審査はそれぞれ1日1局とする。

### 6 定足数

総合審査：両委員会委員定数の合計の半数以上とし、各委員会の委員が少なくとも1人以上出席

局別審査：委員会定数の半数以上の出席。（委員会条例第10条）

### 7 理事者の出席

総合審査 → 市長以下関係職員      局別審査等 → 担当副市長以下関係職員

### 8 行政委員会の長の出席

行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

### 9 委員席の指定

委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

10 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（市の休日は除く。）の午後5時までとする。

11 質問通告のない局の審査

説明員の出席は省略し、審査順序を変更した上で、まとめて審査する。

12 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

13 質問順位・質問者数

(1) 総合審査

ア 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で多数会派順にまとめて連続で行う。

イ 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加え、端数が生じる場合は切り上げて得られる人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会 派	自民	民主	公明	民ヨ	無ク	共産	無	無
質問者数（上限人数）	4	4	3	2	2	2	1	1

【決算第一・決算第二特別委員会連合審査会】

順位 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	通告締切日
	[総合審査] 9月30日(水) 10月1日(木)	自	民	公	ヨ	ク	共	自	自	自	民	民	民	公	公	ヨ	ク	共	無	無

※ 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

(2) 局別審査

ア 質問順位 交渉会派、非交渉会派、無所属の枠の中で審査日ごとの輪番制とする。

イ 質問者数 その順位の中で交渉会派は2人まで質問することができる。

【決算第二特別委員会】

順位 月 日	1	2	3	4	5	6	7	通告締切日時
[局別審査] 10月 2日(金)	自	民	公	ヨ	ク	共	無	9/30 午後5時
10月 6日(火)	民	公	ヨ	ク	共	自	無	10/2 同
10月 8日(木)	公	ヨ	ク	共	自	民	無	10/6 同
10月13日(火)	ヨ	ク	共	自	民	公	無	10/8 同
10月16日(金)	ク	共	自	民	公	ヨ	無	10/14 同

(3) 通告締切日以降の受付分は受付順とする。

#### 14 各会派の発言持時間（単位は分）

会派 審査日	自	民	公	ヨ	ク	共	無	無
総合審査（2日間合計）	92	72	50	28	22	16	4	4
総合審査（1日当たり）	46	36	25	14	11	8	2	2
局別審査	61	48	33	19	15	10	2	
局別審査（1日1局審査）	49	38	26	15	12	8	2	

##### ※総合審査の発言持時間の取扱い

- (1) 質問については、1日当たりの各会派の発言持時間を目安に行う。
- (2) 委員会室の発言時間（残時間）表示は、2日間の合計時間を表示し、1日当たりの会派持時間に残時間が生じた場合は2日目に繰り越すことができることとする。ただし、無所属議員についてはプール制を適用しているため、無所属議員の発言持時間の取扱いどおり実施する。

##### ※無所属議員の発言持時間の取扱い

- ・総合審査及び局別審査における発言時間の持時間を合計した時間をその委員会の持時間とする。  
（2分×7日＝14分）
- ・1日の発言時間については5分以内とし、発言通告時に申告するものとする。その申告した時間については、残時間が生じても次の日以降に繰り越さないものとする。

#### 15 指定管理者及び地方独立行政法人の参考人招致

- (1) 参考人からの意見聴取は、局別審査において実施できる。
- (2) 実施手続き
  - ア 依頼書は、委員長（予定者を含む。）に提出する。
  - イ 提出方法は、参考人の住所・氏名、審査局、案件を文書で提出する。
  - ウ 提出期限は、参考人招致日の10日前（市の休日は除く。）までとする。
- (3) 意見聴取の方法
 

参考人の意見陳述とその後の質問に対する答弁によるほか、質問に対する答弁のみを行う方法によることもできることとし、いずれの方法で行うかは当該委員会が決定する。

#### 16 局別審査における一般傍聴

- (1) 局別審査においては、一般傍聴を包括許可とする。
- (2) 横浜市会予算・決算特別委員会の局別審査における一般傍聴に関する要綱（平成19年9月10日施行）に基づき実施。

##### ※ 休憩時間の運用

審査日において、11時40分及び午後再開後1時間40分を過ぎた場合は、原則として次の質問者に入らず、休憩に入ることとする。次の質問者に入る場合は、正副委員長及び各理事と調整を行う。

決算第二特別委員会理事名簿

委員長	森 敏 明	(民 主)
副委員長	鈴木 太 郎	(自 民)
〃	加 納 重 雄	(公 明)
理 事	黒 川 勝	(自 民)
〃	渡 邊 忠 則	(自 民)
〃	飯 田 助 尚	(民 主)
〃	斎 藤 真 二	(公 明)
〃	大 山 正 治	(民 主)
〃	杉 山 典 子	(無 党)
〃	関 美 恵子	(共 産)